平成２６年（フ）第８７８９号
東京都足立区島根４丁目11番８号
債務者　金沢裕香奈（旧姓幡野）
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩城　　肇
4　破産債権の届出期間　平成26年10月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月31日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７９８号
神奈川県川崎市高津区末長１丁目22―34―303　第５ヒルトップ梶ヶ谷
債務者　澁谷　太輔
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大桐代真子
4　破産債権の届出期間　平成26年10月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月31日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８０３号
千葉県四街道市四街道1549―11―304
債務者　沖松　信隆
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　典子
4　破産債権の届出期間　平成26年10月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月31日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８２５号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目13―８―103
債務者　三井健太郎
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　竜行
4　破産債権の届出期間　平成26年10月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月31日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８３１号
千葉県柏市花野井1872―174
債務者　山城　進午
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　和子
4　破産債権の届出期間　平成26年10月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月31日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８３７号
埼玉県さいたま市桜区西堀１丁目15―20―206
債務者　田中　雄次
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代　修規
4　破産債権の届出期間　平成26年10月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月31日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８４５号
神奈川県鎌倉市津西１丁目22―14―101
債務者　小原　志朗
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田口智香子
4　破産債権の届出期間　平成26年10月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月31日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８８９号
神奈川県相模原市南区上鶴間本町８丁目25―７―306
債務者　加藤　義八
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊田　泰士
4　破産債権の届出期間　平成26年10月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月31日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４号
沖縄県沖縄市園田３丁目４番24号305号室
玉城方、住民票上の住所沖縄県中頭郡読谷村字古堅873番地
債務者　吉盛　　毅
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　吉朗
4　破産債権の届出期間　平成26年10月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月９日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第７０号
三重県四日市市羽津中１丁目５番28号
債務者　川瀬　真樹
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第７１号
宮崎県日向市亀崎３丁目51番地
債務者　甲斐　　修
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　茂行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第１４１７号
横浜市緑区いぶき野53番地10　ハイツいずみＣ101号
債務者　庄子　恵美
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永合　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月10日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２５３６号
大阪市港区八幡屋３丁目10番４―1307号
債務者　宮脇　孝哲
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２３４号
大阪市住吉区清水丘３丁目２番18号　ロフティ清水丘501号
債務者　藤田　祐平
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３２７号
大阪府東大阪市菱屋西５丁目11番32―1102号
債務者　平見明日香（旧姓田代）
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部